

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	6 5 2 0 - 1 0 1 - 2 2 4 3 - 5	仕 様 書 番 号
バー，カーバイド，ゼックリア， F G 用	E M - T 1 3 0 6 5 9 D	
	作 成	平成 2 7 年 4 月 1 日
	変 更	平成 3 1 年 3 月 2 6 日
	作成部隊等名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の歯科用カーバイドバーについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S T 5 5 0 4 - 1 歯科用回転器具一軸一第1部：金属製

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下，“医薬品医療機器等法”という。）

2 一般的事項

“医薬品医療機器等法”によって、医療機器として製造販売を承認、認証又は届出された製品であるものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は，調達品目表による。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，GLT-CG-Z000001の4.1による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，図1によるほかGLT-CG-Z000001の4.2による。

物品番号	6520-101-2243-5
品名	バー，カーバイド，ゼックリア，FG用
規格	5個入，28mm
納入年月	
納入業者	

注記1 納入年月は，西暦で表示するものとする。

注記2 使用期限，製造年月日及びロット番号があるものについては，製品自体に記載がない場合，図1に，その項目を追加し表示するものとする。

注記3 納入業者は，契約の相手方の名称又はその略号を表示するものとする。

図1-個装表示

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は，図2によるものとし，契約の相手方は，納品書に図2を添付して提出するものとする。ただし，使用期限，ロット番号等がない製品については，図2の該当欄に斜線を付すものとする。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

納 入 品 証 明 書

住 所
会 社 名
代 表 者 名

契 約 番 号
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・
・
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2－納入品証明書

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 4年 3月11日	作 成 年 月 日	平成31年 3月26日
仕 様 書 番 号	EM-T130659D		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
歯科用カーバイドバー	デンツプライシロナ(株) メルファー ゼックリヤカーバイトバー (FG用) 28 mm 5個入り 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 軸部形式は、J I S T 5 5 0 4 - 1 の箇条 4 に規定する、軸部形式(タイプ) 3, フリクシヨングリップ用(FG用)とする。
- b) 材料は、作業部が主として炭化タングステン(タングステンカーバイド), 軸部が製造者等の任意の金属材料とする。
- c) バーの種類は、ゼックリアとする。
- d) 寸法は、作業部の長さが11 mm, 全長が28 mmを標準とする。
- e) 最高許容回転速度は、300 000 min⁻¹以上とする。
- f) 数量は、5本入りとする。